

政令第七十一号

市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令
内閣は、市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第十号）の施行に伴い、関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（市町村の合併の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第一条 市町村の合併の特例等に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

市町村の合併の特例に関する法律施行令

「第四章 合併協議会設置の勧告等（第五十一条 第五十六条）」

目次中

第五章 補則（第五十七条 第六十条）」

条 第五十四条）」に改める。

第一条第一項並びに第二十条の表第五条の項、第四十六条の二第二項の項、第七十六条の項、第二百六

条第一項の項及び第二百二十四条の項中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に改める。

第二十二條の表第二十二條の二の項中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に改め、同表第七十條の二の項中「第七十條の二」を「第七十條の二第一項」に、「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に、「市町村の合併の特例等に関する法律施行令」を「市町村の合併の特例に関する法律施行令」に改め、同表第八十四條の項及び第三百一十條第一項の項中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に改める。

第四十四條の表第二百三十一條の二第三項の項、第二百三十一條の二第五項の項、第二百三十二條の六第一項の項、第二百三十五條の二第一項の項、第二百三十五條の二第二項の項、第二百三十七條第二項の項及び第二百四十一條第五項の項中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に改める。

第五十條第一項の表第四百十五條第一項の項、第四百十五條第二項の項及び第五百十二條第一項、第三

項及び第四項の項中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に改め、同表第百五十五条の項中「市町村の合併の特例等に関する法律施行令」を「市町村の合併の特例に関する法律施行令」に改め、同表第百六十五条第一項の項、第百六十五条の二の項及び第百六十七条の十七の項中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に改める。

第四章を削る。

第五章中第五十七条を第五十一条とする。

第五十八条第一項中「又は第六十一条第二十五項」を削り、同条第二項中「及び第五十二条」を削り、「(第三十二条及び第五十四条第二項において準用する場合を含む。)、第三十二条及び第五十四条第二項」を「(第三十二条において準用する場合を含む。)及び第三十二条」に改め、同条を第五十二条とする。

第五十九条中「、第五条第五項」を「並びに第五条第五項」に改め、「、第五十八条第三項並びに第六十一条第二項、第四項、第六項、第七項、第九項、第十二項、第十五項、第十六項、第十八項及び第二十一項」を削り、同条を第五十三条とし、第六十条を第五十四条とする。

第五章を第四章とする。

(地方自治法施行令の一部改正)

第二条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第九十二条第五項第七号中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に改める。

(銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正)

第三条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三十三年政令第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第三十七号中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に、「第六十七条第一項」を「第六十条第一項」に改める。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部改正)

第四条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「市町村の合併の特例に関する法律」を「旧市町村の合併の特例に関する法律」

に改め、同項第二号中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に改め、「平成二十二年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

(消費税法施行令の一部改正)

第五条 消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号)の一部を次のように改正する。

附則第二十三条中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

(市町村の合併の特例等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

2 市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法による改正前の市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号。次項において「旧法」という。)第六十一条第二項から第二十八項までの規

定の適用については、第一条の規定による改正前の市町村の合併の特例等に関する法律施行令（次項において「旧令」という。）第五十二条から第五十五条まで、第五十八条及び第五十九条の規定は、なおその効力を有する。

3 改正法附則第六条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十三条の規定の適用については、旧令第五十六条の規定は、なおその効力を有する。

理由

市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係政令の規定の整理をする必要があるからである。